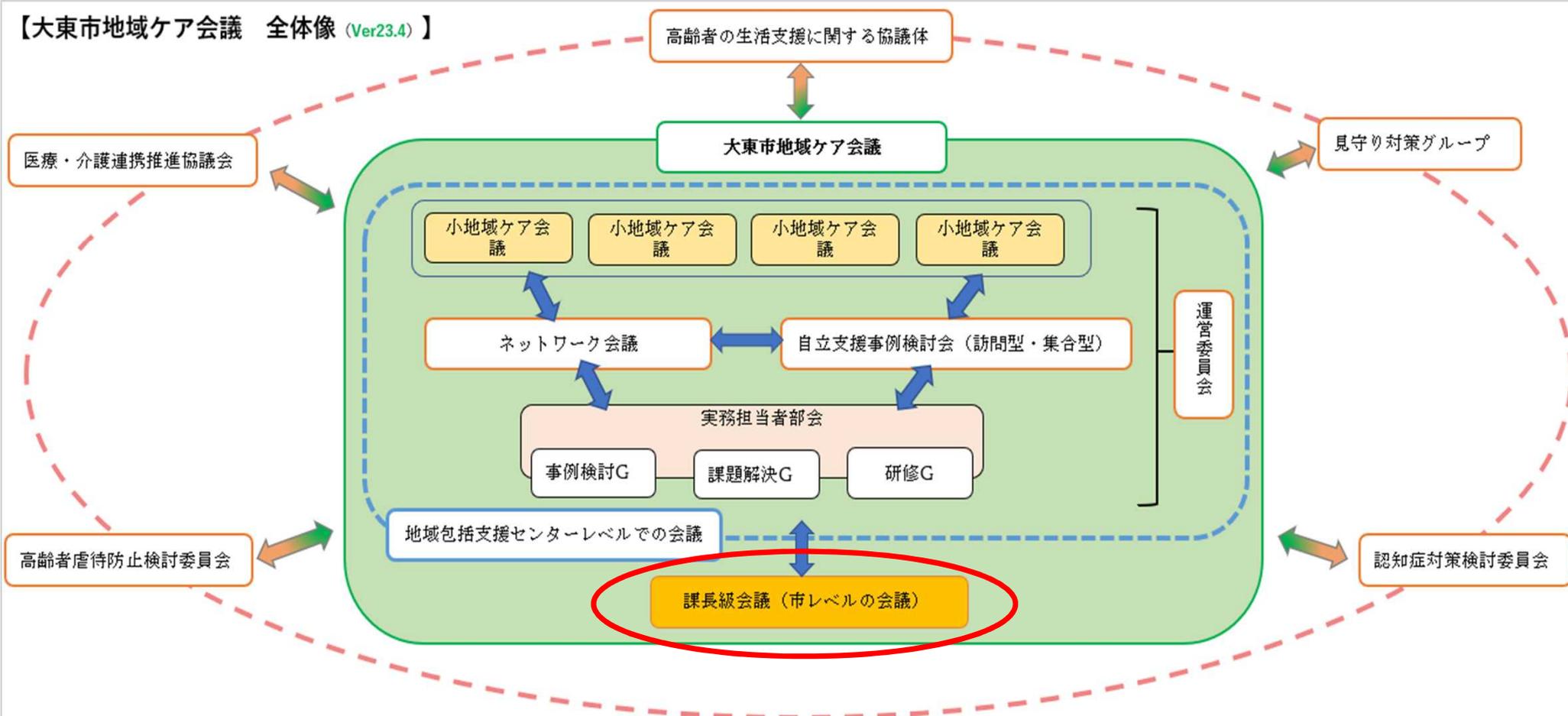


令和6年度 地域ケア会議 課長級会議の報告

高齢介護室 高齢支援グループ

【大東市地域ケア会議 全体像 (Ver23.4)】



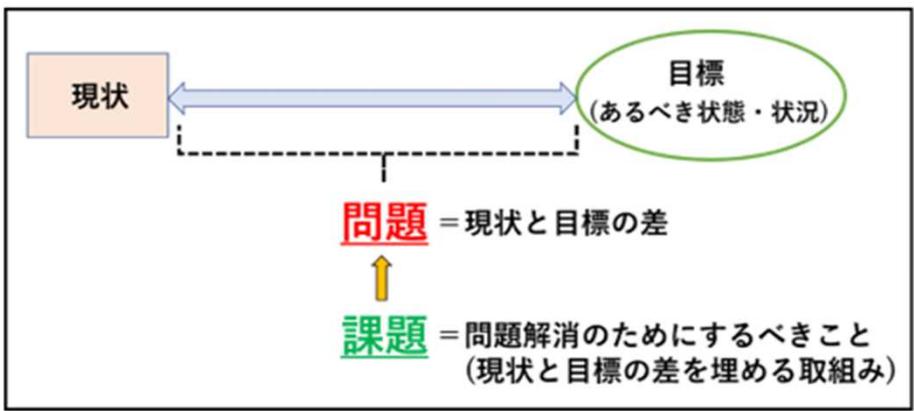
| 地域ケア会議 5つの機能 | | 小地域ケア会議 | ネットワーク会議 | 自立支援事例検討会 (訪問型・集合型) | 実務担当者部会 | 課長級会議 |
|--------------|------------|---------|----------|---------------------|---------|-------|
| 1 | 個別課題解決 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 地域課題発見 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | ネットワーク構築 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 4 | 地域づくり・資源開発 | ○ | | | ○ | |
| 5 | 政策形成 | | | | ○ | ○ |

実務担当者部会

小地域ケア会議等から抽出された地域で発生している問題の緩和・解消を目的とした取り組みの検討及び情報共有・支援機関のネットワークづくりを行う。

- ・地域で発生している問題
- ・問題の原因と現状の分析
- ・問題解消等のための着目点
- ・取り組みの検討(目的・対象・内容・仕組み)
- ・各グループの取り組みの共有

【参考:問題と課題のイメージ図】



課長級会議

実務担当者部会で検討した課題に対する解決等の取り組みの提案に関する報告を行い、実行に向けた検討・決定を行う。他協議体、地域のネットワークに関する報告も実施。

報告・提案・共有

【委員構成】

大阪府四條畷保健所 企画調整課
大東市社会福祉協議会
大東市保健医療部 地域保健課
大東市福祉・子ども部 福祉政策課
大東市福祉・子ども部 障害福祉課
大東市保健医療部 高齢介護室

【事務局】

高齢介護室 高齢支援グループ

研修グループ

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 選択した地域の問題・課題 |
| 『複合した課題を抱える世帯への対応』 |
| 【現状】 母子、児童、障害、高齢、困窮などの複数の課題を抱え複雑化した世帯や人を把握した際に各分野の相談機関単体では支援が困難であり、支援が滞ることによって問題の深刻度が増し解決が困難となる事例があり、包括的支援体制を構築していく必要がある。 |
| (2) 実施内容 |
| 地域の実情に応じた重層的支援体制整備事業について理解を深め、多分野の支援者で共通した認識を形成する機会を持つことを目的に下記のとおり研修を企画・実施。 |
| 【研修概要】 |
| 1. 日時：令和6年11月12日（火）9時30分～11時30分 |
| 2. 場所：市民会館キラリエホールホール① |
| 3. 対象：地域ケア会議参加機関 |
| 4. 内容 |
| (1) 講話 |
| 「重層的支援体制整備事業について」 大阪府福祉部地域福祉推進室 吉田総括主査 |
| 「大東市の重層的支援体制整備事業の考え方について」 福祉政策課 堀中課長補佐 |
| 「活動拠点 <u>RiBBON</u> 」 社会福祉協議会 佐々木主査 |
| 「大東市重層的支援体制整備事業推進員として状況報告」 |
| 大東市重層的支援整備事業推進員 村尾氏(社会福祉協議会) |
| (2) グループワーク |
| 重層的支援体制整備事業に新設される参加支援について、既存の施設やサービスを活用して、複合的課題を抱える世帯に向けての新たな居場所作りやサービスを考える。 |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 上記(2)を通じて検討した地域の問題を解消・緩和するための提案等 | |
| ～グループワーク意見まとめ 一部抜粋～ | |
| 【あったらいいなを考えてみた】 | 【既存資源の活用】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から行きたいところまで行ける移動手段 →柔軟な移動支援 ・ 法律やガイドライン等をおしえてくれるところ ・ 法律相談や財産管理の相談ができるところ ・ 気軽に話を聞いてくれるようなところ →総合相談窓口や専門相談窓口 ・ 障害者就労 A や B の何をしているのかわかりやすい情報発信 ・ 社会資源のまとまった冊子やネット情報 →社会資源を分かりやすく発信 ・ 高齢者や障害者と支援のマッチングシステム ・ ニーズと支援のマッチングアプリ ・ AI による情報や課題、社会資源の整理 →AI システムの活用 ・ 得意なコト・モノの活かせる場 (展示会・趣味発表・おもてなしがしたいなど) →居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 元気で<u>まっせ</u>体操を土日開催して、子どもの居場所作りと多世代交流の場にする ・ <u>RiBBON</u> や元気で<u>まっせ</u>体操の活用 ・ 高齢者食堂の開催 こども食堂とのコラボ開催 ・ 介護保険施設の利用 ボランティアの受け入れ 畑などの土地の活用 地域住民に開放 ・ 空き家などを活用 障害者雇用での管理 モノ市の開催 |

課長級会議

研修内容を報告。研修・グループワークを通じて、分野を越えた資源の創設や活用に関して出た意見を活かして、次年度の実務担当者部会のグループで実際に企画・実施できないか検討中である旨を説明。

その際、必要に応じて関係課、機関へ協力等について適宜相談・依頼を行わせていただくことを説明。

事例検討グループ

(1) 選択した地域の問題・課題

支援者の孤立を防ぎ、負担を軽減する

【現状】複合的問題を抱える人・世帯の増加、地域社会での関係性の希薄化により、支援者1人では解決が困難なケースが多く、専門領域以外の支援の知識や方法がわからず負担が増すとともに、支援を受ける方にとっては選択肢が狭まり適切な支援が届かないことがある。

(2) 実施内容

個々の支援者が各種相談を受けた際に何に困るかを把握し、どうすればより適切な支援や幅広い支援の選択肢を対象者に届けられるかを検討するきっかけとなるよう事例検討会を企画・実施。

【事例検討会の概要】

1. 日時：令和6年10月8日（火）9時30分～
2. 場所：市民会館 キラリエホール①
3. 対象：地域ケア会議参加機関
4. 内容：グループワーク

「ごみ捨て」を共通テーマとし、事例検討グループのメンバー6名が実際に支援した事例を6グループに1事ずつ提示。ワークショップ形式を用いて、多分野の専門職の立場から、課題・自分ならどう動くか・自分が対応する時に困ること等の様々な意見を出してもらい、解決策や対象者への視点を深めすぎず、支援者の困りに着目する方法で実施。

〈参考：グループワークまとめ〉

| #個人のゴミ捨て 事例① 精神・身体障害の独居女性 (東大阪から府営住宅に引越ししてきて以前は利用できたサービスが大東市にない為困っている) | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 職種 (年齢) | 課題と考えること | 自分ならどう動くか | | | | 自分が対応するなら困ること どうしたらいいかわからないこと どうしたらいいと思わないこと |
| | | 社会資源 | サービス | 相談先 | 連携先 | |
| ケアマネ (7) | ・東大阪にあるのに大東市にない ・月一回しか出せないこと | 近隣住民に 集合住宅全体の問題として 考えたらう | ・収集時間変更ができれば、ヘルパーサービス ・生活サポートに依頼 ・ゴミがあるなら集合住宅で解決する | 自治体に、他にも困っている人がいるのか確認 (ゴミがあるなら集合住宅で解決する) | ・ヘルパーサービス ・生活サポート ・管理会社 ・民生委員 | ・地域の方を巻き込むのは大変である ・包括に依頼したらう |
| 業務提携社 (8) | ・相談したケアマネができない理由 ・他の介護サービスで利用できるか ・外部との関わりが影響 | ゴミ出しルールについて詳しく調べる | ケアマネにサービス利用状況を確認 | 連携先になっていないか、地方官に情報提供 | | ・どの程度の状況か認定区分を知りたい ・情報を伝えることが負担にならないか ・連携先との関係性 |
| 社会福祉士 (7) | ・悪臭など近隣への影響 ・ゴミが溢れすぎから家の中にとまる | ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 | 自治会や住民 | 自治体サービスにはまだあるため、公的機関への訴え | | ・インフォर्मルサポートが必要だと思うがどこに相談すればいいかわからない ・依頼したところで、近隣住民との付き合いがないからだとすると、どうしたらいいかわからない |
| ケアマネ (6) | 収集時間が短い為サービスとして頼み込みがない | ヘルパー事業所に依頼しけるか、手当たり次第である | ゴミを持って移動できる 何か福祉用具があるか | 前日に収集場にだせるか、種類に相談 | 個人を相手1カ月程度は友人がくるという事なので、1カ月分のゴミの処理方法を考える(コンポストなど) | ・インフォर्मルサポートが必要だと思うがどこに相談すればいいかわからない ・近隣住民との付き合いがないからだとすると、誰に相談したらいいかわからない |
| 理学療法士 (19) | ・身体機能にあった福祉用具の有無 ・個人以外の相談先がない | ・ケアマネ ・地域包括支援センター ・消防 ・シルバー人材センター | ・リハビリ ・訪問看護 ・ヘルパー ・福祉用具 | ・ケアマネ ・自治会 ・管理会社 ・市役所 ・民生委員 | サービスが入事業所 | ・地域に近接があるかわからない ・問い合わせや、何か行動する際、本人の意思決定の尊重が必要だが、どうすればいいかわからない |
| グループホーム管理者 (15) | ・ゴミ出しルールの検討 ・本人がどこまでできるか、明確にする必要性 (個人の課題) の検討 | | | | | 早期対応できる事業所があるかどうか分からない |
| CSWマイスター (7) | | | 大東市に支援者の困りを知って頂き、総務部の「ゴミ出し支援特別交付制度」を活用し新しいサービスを検討してもらえようはたらかせる | | | 早期対応等、可能な事業所などが一覧表で検索できる、あるいは検索システムがあれば助かる |

(3) 上記(2)を通じて検討した地域の問題を解消・緩和するための提案等

グループワークを通じて、情報収集に関する課題を上げる声が多く、他分野の支援者と気軽に相談や学び合いができる場等の環境面の課題となった。

実務担当者部会は多くの機関が参加していることから各分野の情報を得るために効果的な場である。HP等地域ケア会議について発信することによって、地域ケア会議の広報、情報共有が促進され、包括的な支援ネットワークの構築に効果的となる。また、構築されたネットワークから地域ケア会議以外でも支援者が交流し学び合えるような場や仕組みに発展することによって、支援者の孤立を防ぐことが可能となる。

課長級会議

事例検討会の内容を報告。

同グループから提案のあった地域ケア会議のホームページについては、令和7年2月に作成済み。

支援者が交流し合える場の提案については、多機関が参加している実務担当者部会を用いて、個々の支援者の困りごとの内容に応じた他の支援者の相談し合える仕組みを検討していくことを説明。

大東市地域ケア会議のホームページができました

<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/64/60451.html>

【活動報告】地域ケア会議の活動等を掲載しています

●令和7年2月18日開催 「スマイルベンチプロジェクトinダイトウ」の紹介

・スマイルベンチプロジェクトの紹介.pdf

 [スマイルベンチプロジェクトの紹介 \[PDFファイル／1.6MB\]](#)

・【スマイルベンチプロジェクトの報告】ベンチに期待される効果と活用.pdf

 [【スマイルベンチプロジェクトの報告】ベンチに期待される効果と活用 \[PDFファイル／4.68MB\]](#)



災害関連グループ

(1) 選択した地域の問題・課題

災害時における各機関の対応について

【現状】

令和7年9月7日の大東市・四條畷保健所の合同災害訓練に本グループのメンバーが避難住民役として参加。訓練を通じて発災当初は行政も混乱しているため、まずは自助の強化が重要であり、その手法としてBCPが効果的ではあるが、グループワークにおいて各機関ともにBCPの策定あたって苦慮しており、策定されているBCPが機能しない可能性が高いとの意見が上がった。

～訓練の様子～



(2) 課題解消に向けた取組み(案)

災害対応については、公助だけに頼らず自助・共助が重要であるため、その基礎となるBCPがあらゆる事態を想定し、当該事業所等の実情に沿った内容で策定されていることが求められる。各施設（高齢者施設、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等）がBCP策定をスムーズにできるよう見本を作成する。

課長級会議の報告

合同災害訓練を通じて、立案されたBCPの見本作成について報告。

その後、府や市の災害の取組み等の内容についても委員間で意見交換や情報共有があった。

【BCPの見本作成に関して】

事業所のサービス種別、規模、立地、利用者層が様々であり見本様式という観点からは一般的な見本の策定作業は困難な印象。

提案書の内容から、作成に至るまでの想定・分析等のプロセスに苦慮していることが読み取れる。

来年度の実務担当者部会でBCP作成をグループと共に取り組んでくれる事業所を募り、当該事業所と実際に作成等を行い、そのプロセスをモデルケースとして地域ケア会議で共有する方法を検討するという方法もいいのではないか。

年度内の限られた時間で作成までいけるかはわからないが、年度を越えても継続性を持ち、手順の共有が重要。

認知症当事者の見守りグループ

(1) 選択した地域課題

認知症当事者の見守り

【現状】

平均寿命の延伸等により認知症高齢者は今後も増加の傾向にあり、関連する問題も増加していくことが予想される。一方でデジタル化が進み、デジタル機器等を認知症高齢者の見守りに用いている事例（GPS・室内カメラ・スマートスピーカーなど）が増加傾向にある。

《関連する問題》

- ・認知症高齢者の病識の問題や、家族の認識不足等によって受診につながらない事例もある。
- ・徘徊によって迷い人となり、事故に遭うリスクや周囲の見守りや搜索の負担の増大。 など

(2) 課題解消に向けた取組み(案)

大東市ではあんしん・見守りサービスに取り組んでおり、民間企業でも IoT 機器等を使ったサービスが多くある。介護保険対象のサービスなど使いやすいサービスの一覧表を作り、認知症当事者の見守りに役立つ情報資料作成を行う。また、大東市施策「GPS 発信機能付き lot 機器購入費助成事業」では家族などの連絡先があることや非課税世帯と条件があり、あまり活用されていないと聞かれたため、活用しやすい補助金制度となるよう市役所に検討材料として資料を提出する。

| 商品名 | 特徴 | 料金 | 備考 | 会社名・URL |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ITSUMO(いつも) 【介護保険可】 | 親機と子機があり、親機を居室や玄関などドアに取り付け、親機と子機が離れることで開閉時にブザーが鳴動し徘徊の開始を知らせる。 オプションの人工衛星によるGPS機能で居場所を特定。複数台での見守り | 介護保険適用時 月額1500円～2000円(初期費用・解約金なし) (一般 月額12000円 初期費用10000円) | 端末機器はレンタルあり (完全防水・充電回数3日～1か月) ・専用シューズあり | アーバンテック https://itsumono-gps.jp/ |
| どこさいる 【介護保険外】 | 徘徊された認知症の高齢者の早期発見支援や位置情報提供による安否確認を行うサービス・複数台での見守り。専用ケースの購入が必要。専用シューズ：男性11000円、女性9000円前後 | 初期費用 5,500円 - 4,400円(税込) 小型GPSレンタル代と位置情報システム使用料 2,200円(税込) /1か月 | 端末機器はレンタル(完全防水・充電回数3日～1か月) ・専用シューズあり | 株) やさしい手 https://yasashiite.shop/products/detail/35 |
| 類似商品 | 魔法の靴・どこでもシューズ・ | | | |
| 商品名 | 特徴 | 料金 | 備考 | 会社名・URL |
| ココセコム | 現在位置を知りたいとき、GPS(衛星測位システム)で位置確認ができる。オペレーターに電話で要請可(有料)・端末のブザーを鳴らす・出かけたら通知・所持者からの通話可・ココセコムの携帯者を発見した後安全な場所への誘導や、所持者が自宅に帰るためのタクシー手配。(セコム車両での送迎はなし) | 加入料金4500円・基本料金(月額)1320円(税込) 【OP:位置チェックのオペレーター対応1回220円(税込)・セコム駆け付け料金1回11000円(税込)】 | 端末機器レンタル(完全防水・充電回数350時間 84mm×46mm×16mm) | セコム https://www.855756.com/service/ |
| 認知症徘徊GPSセンター 【介護保険可】 | 初期費用不要で、1か月単位で利用できるプランだから「始めやすい」「辞めやすい」、安心してご利用いただけます。自宅等から設定した半径(200m～5km)の出入りをメールでお知らせする機能や自動的に位置検索を行い移動経路を把握 | 端末本体:5808円(割引2904円) レンタルプラン月額3080円税込・購入プラン65780円税込(月額2740円の2年間の利用料を含む) | 端末機器:生活防水38.5mm×47.5mm×11.85mm・充電3日に1度 | ケアミックス株式会社 https://www.ninchisho-haikai-gps.com/ |
| みてねみまもりGPS | 複数人・複数台でのみまもりができる。困ったときのお知らせボタンあり。経路検索などAIの学習機能付き | 端末本体:5808円(割引2904円)+GPSプラン月額528円税込 | レンタルなし(生活防水・省エネモードで最大1～2か月)48mm×48mm×22mm | 株式会社MIXI https://mitene.us/gps/senior |
| Auあんしんウォッチャー | 複数人・複数台でのみまもりができる。困ったときのお知らせボタンあり。セコム駆け付けサービスの併用可(1回30分5000円) | 端末本体:11000円税込+GPSプラン月額539円税込(初年度無料) ※短期プラン:本体5680円月額539円初月無料 | レンタルなし(生活防水・省エネモードで最大1～2か月)50mm×50mm×18.8 | KDDI https://homeiot.kddi.com/anshinwatcher/senior/ |

課長級会議の報告

提案内容を報告。高齢介護室の見守りグループで検討していく旨を報告。

見守りについて

見守り:認知症/孤立/複合した課題

「GPS発信機能付きIoT機器購入費助成事業」の要件のについて

申請要件:①～③に該当する65歳以上の市民

- ①認知症の診断、又は、簡易検査で一定点数以下の高齢者
- ②機器を利用できる家族等がいること
- ③非課税世帯

行方不明になったときに機器を適切に利用し、対応することができる家族等又は介護支援専門員その他の協力者がいる者

「GPS発信機能付きIoT機器購入費助成事業」

スマートフォン等の通信機器と連携できて、専用アプリで認知症高齢者の現在地を特定することができる機能

助成は機器の費用のみが対象。
機器の修理・買い替え、アプリの利用料、ランニングコスト等は事業対象外

上記内容に該当する機器であれば、スマートタグ以外の機器も対象となる場合がある

身寄りのない方の支援グループ

(1) 選択した地域の問題・課題

身寄りがない方の支援・制度等の認知度の低さや不透明さ

【現状】

身寄りがない方に活用されるべき制度等が十分に認知・周知されておらず、制度等をまとめた資料が多くない。問題が起きるたびに各関係機関に確認するか、支援者や関係機関の経験則によるところが多く対応が煩雑になっている部分がある。

身寄りがない方に起こりうる問題・課題に対する解決策を一目でわかるようになれば、煩雑さが無くなり、支援者が共通した認識でスムーズに支援を実施でき対応力の向上につながる。

(2) 課題解消に向けた取組み(案)

身寄りがない方の支援策・相談窓口が一目でわかるようにフローチャート化。

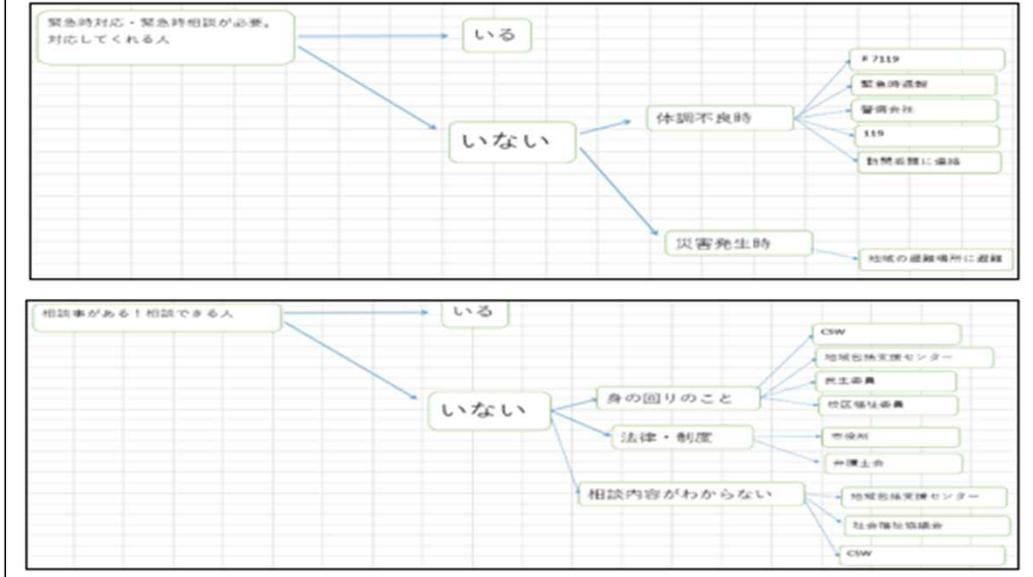
《作成時の留意点》

- ・身寄りがない方と支援者が必要な情報の確認が行え、何か起こる前に対策を考えられるようにする。
- ・身寄りがない方に起こりうる課題や問題を出発点とし、相談窓口や解決策をゴールとする。

《得られる効果》

- ・本人や支援者が問題や支援策を視認できることから対応について認識を共有でき、整理することが可能となる。
- ・身寄りがない方が発生していない問題であっても、解決策や相談窓口が把握できることにより、安心感を得られる。

～グループが作成した案～



課長級会議

フロー図は複雑な業務のプロセスを明確にし、共通認識を図るには有効。

グループ作成したフロー図であれば、支援者が「いない」を前提した内容であるため、資源や相談先をカテゴリーに分類したリスト化が有効であり、紙資料とした際にスペースを有効活用できると思われる。また、資源や相談先のHP等のリンクをQRで添付することによって、より利便性が高まるのではないかと。

身寄りのない高齢者の困りごと

身寄りのない高齢者 = 「配偶者や子供、親族がいない、またはこれらの人々がいても 実質的な支援や連絡が期待できない高齢者」

身体機能の増悪、判断能力の低下、一気に問題が重度化

管理(金銭・手続き)・契約・身元保証・死後事務

定義はない

- ①医療施設・介護施設等への入院・入所の際の連帯保証
- ②入退院等における手続き代行
- ③死亡または退去時の身柄の引取り
- ④医療に係る意思決定の支援への関与
- ⑤緊急連絡先の指定の受託および緊急時の対応 など

【成年後見制度でできないこと】

- ・費用を連帯保証することができない
- ・医療行為について代行で意思決定を行うことができない
- ・常時対応可能な緊急連絡先になることは困難 など

約10年前から高齢者の身元保証事業者が増加。大手の事業者が利用者の預貯金を流用し破綻した事例が派生。その後も一部の事業者と利用者間でトラブルが発生している。

必要性が高いサービスであるが、事業者を網羅的に把握した公的資料はなく、事業者の適正性を確保するための規制法令や監督官庁も存在しない。

2024年6月「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」作成された。今後、事業の整備が必要。

参考 身寄りのない高齢者の相談等



●居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、大阪府知事が指定する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人。

●消費者庁:「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ

高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料



●身寄りがない方の成年後見制度の相談

市長申立て＝判断の能力が低下等によって本人申立てができず、親族等による申立てが期待できない状況

高齢者の市長申立ての相談＝高齢介護室高齢支援グループ:TEL870-0513
障害者(精神・知的)の市長申立ての相談＝障害福祉課:TEL870-9630

●成年後見制度の専門相談①

権利擁護推進室 **あいあいねっと**

TEL:06-6191-9500

市町村や社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉施設などを対象に、「電話相談」を行い、弁護士会・社会福祉士会と連携し、面談による「専門相談」を実施。



参考 身寄りのない高齢者の相談等

●成年後見制度の専門相談②

高齢者・障害者総合支援センター

ひまわり

むりょうでんわそうだん
無料電話相談

☎ **06-6364-1251**

毎週月・火・水・木・金曜日午後1時～4時

高齢者・障がい者の法律問題に取り組む大阪弁護士会の相談窓口。

同HP内に「日弁連 高齢者・障がい者に関するQ&A集」も掲載されています。



●成年後見制度の専門相談③

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 大阪支部

リーガルサポート おおさか

Tel.06-4790-5656

土・日・祝を除く
平日13:00～16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください〉

予約不要

面接による相談①

大阪司法書士会館 (谷町四丁目)

毎週木曜 〈祝日は除く〉
13:00～16:00
〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel.06-4790-5643

大阪市中央区和泉町1-1-6

リーガルサポート会員の司法書士による「成年後見制度」に関する電話と面接による相談会を常設しています。

ホームページで成年後見制度(法定後見・任意後見・任意後見を補うもの等)をわかりやすく解説。



参考 身寄りのない高齢者の相談等

●意思決定支援等に関するガイドライン関係など

意志決定の支援を行う状況になった時や身寄りのない方を支援する際の判断の参考に。

○ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号/令和元年6月3日）



○ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省/平成30年3月改訂）



○ 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発0331第15号/平成29年3月31日）



○ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省/平成30年6月）

